

## □〔47〕 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（マンション管理適正化法）

（平成12.12.8）最近改正 平成16.12.3 法154号

### （目 的）

昨今のマンション居住者の増加等により、マンションストックの維持管理の適正化を図るため、この法律は新たに平成12年12月に公布され、平成13年4月1日より、施行されています。

この法律の目的は、土地利用の高度化の進展、その他住環境の変化により、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることにかんがみ、マンション管理士の資格を創設し、マンション管理業者の登録制度を実施する等、マンションの管理の適正化を推進するための措置を講じることにより、マンションにおける良好な住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することとされています。（法第1条）

### 1. マンションとは

この法律では、マンションとは次のように定義されています（法第2条）。

- ① 2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるもの並びにその敷地及び附属施設
- ② 一団地内の土地又は附属施設が当該団地内にある①に掲げる建物を含む数棟の建物の所有者の共有に属する場合における当該土地及び附属施設

したがって、「人の居住の用に供する専有部分のあるもの」とありますので、全戸が事務所として使用されている場合は、この法律上のマンションとはなりません。

②は、団地のように①に掲げる建物を含む数棟の建物の所有者の共有する土地及び附属施設がある場合には、当該土地及び附属施設もマンションに含まれます。

### 2. マンション管理業の適正化のための措置

#### ① マンション管理業者登録制度の創設

管理組合から委託を受けてマンションの管理に関する事務を業として行う業者については、マンション管理業者の登録及び管理業務主任者の制度が整備され、その業務に関し、必要な規制、監督が行われることになりました。

マンション管理業者の義務等については、重要事項の説明、契約成立時の書面交付、財産の分別管理、管理事務の報告等の規定が設けられ、この法律の規定に違反があったときは、国土交通大臣は必要な指示、業務停止命令、登録の取消し等の措置をとることができることとなりました（法第3章 第44条～第90条）。

#### ② 宅地建物取引業法の重要事項説明

「区分所有建物の売買・交換」の重要事項説明書では、管理の委託先とともにその管理業者の登録番号を説明することとされています。また、「建物の貸借」の重要事項説明書についても同様ですが、戸建て住宅、アパート等、この法律の適用対象とならない管理業者は、登録されていない場合もあります。

### 3. 分譲段階における適正化の措置

宅地建物取引業者は自ら売主として新築マンションを分譲した場合には、管理者等に対して、設計に関する図書を交付しなければならないこととなりました（法第103条）。

設計に関する図書とは、工事完了時の建物及び附属施設に係る以下のものをいいます。

- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 仕様書
- ・ 各階平面図
- ・ 二面以上の立面図
- ・ 断面図又は矩計図
- ・ 基礎伏図
- ・ 各階床伏図
- ・ 小屋伏図
- ・ 構造詳細図
- ・ 構造計算書